

○松本剛(農林省)委員 開会式は格差是正緊急措置法案のとうのを策定いたしました。この中には、テーマとしては、おしゃった中で共有をされているものもあります。法律改正を伴うものとこうことで、一番上の最低賃金引き上げについてお聞きをしていただきたいとどうも思つてます。  
先ほども引用させていただきましたが、やはり日本の最低賃金を引き上げるべきだ、こう経済財政諮問会議メンバーの中でもおりしゃつていてる方がいる。日本では十年間で七%しか上がりていないので、歐米では三〇から五〇%上がつてゐるではないか、こう御発言をされた方がいらっしゃります。  
具体的に、この最低賃金、私どもはやはり全国最低のラインどいうのを一つ決めるべきではないかとうふうに御提唱をさせていただらつてゐるわけですから、總理としている「の最低賃金引き上げ」というイメージを持つておられるのが、せつかくの予算委員会の場ですから、お聞きをいたいと思ひます。

○松本(通)委員 米国の選挙でも議論になつたうに、まさにここは政治の場でありますから、の仕組みは私もよく理解をしております。しかしその上でもある程度リードする議論をすることが可能なはずであります。具体的にどのようないくのかどうかと云ふことをやはりここは話をされべきだと思います。

私たちも、きちんととした生活をしていくために、目標としては千円から二千円の数字を挙げていただきましたが、各地の生活をそれぞれ査をいろいろさせていただきたようなデータを見いたしました。まずは、先ほど五百円ほどお話をされました。三〇から五〇と云ふことから、今のは最低が六百円ですか、そこからざつても、八百円という数字を例えれば一時は四百円とか、そういう考え方が政治のダイナミズムとあつてしかるべきだというふうに思いますが、われについての御意見を、厚労大臣そして總理に話すつお伺いしたいと思います。

できれば高くなつた方がいい、このように思ひますが、しかしそれは、実際の実態にそぐわなければ、かえつて中小企業にとっては経営が成り立らないということになるんだろうと思います。だから、これはやはり、全国一律に決めるよからず、地域で決めていく方が柔軟であつて、より現実になるのではないか、このように私は思ひます。

そして、それと同時に、いわば次の段階としては、先ほど申し上げました成長力底上げ戦略推進円卓会議をつくりまして、ここで、生産性の向上を踏まえた最低賃金の中長期的な引き上げ方針について政策使の合意形成を図つて、その合意にのつとつて産業政策と雇用政策の一体運用をとり、生産性の向上に見合った最低賃金の引き上げを実現していかなければならぬと考えております。

委員はおひしやられました。になりますと、アメリカの方へおひそかに、最初のレベ  
小企業にとってほきつはれ  
は考えます。

○松本(國)委員 中小企業の  
応策が必要だということは  
あります。試算があるところ  
らんになつたことがあるの  
字は結構です、印象として  
のかなとなうのを、これぞ  
なつてはいるのですから、  
かななどうことを期待して  
いたわけでありまして、  
いかという話ですね。

最低賃金、今までも  
たが、本当に現場の審議会  
議論をある意味ではしてき  
百十円から水準からけ  
110上がるくらいの、やは  
いぐべきときが来ているの  
をお聞きしたかったわけですが  
その点に対し、中小企業  
がありて、ではどうううか  
ことを考えたときに、我々  
すけれども試算をしてみ  
とのぐらはあるのか、そぞ  
が何円もかかるといふう  
らないわけです。そりで  
うことでありますが、あ  
となるなどうことです。

○柳澤国務大臣 抽象論  
は及ばないのかもしません  
討の中では、アメリカの  
うだらうかといふうな  
セティカルというが、仮  
のは、今松本委員が仰せ  
今まで説いてきました。  
きただどうのが実態でござ  
ものとの関係で何が考え  
はこれがひきりぎりきりのこと

本(剛)委員 中小企業に対する対応としては何らかの対応が必要だということは今申し上げたつもりであります。試算があるということでしたから、このようになったことがあるのかな。この細かい教科書です、印象としてこのくらいならないけるかななどいふのを、これだけ最低賃金が議論にしているわけですから、大臣はお持ちではないなどいうことを期待してお聞きをさせていただけでありますし、これが幾らか幾らかでなんわけでありますし、これが幾らか幾らかでなぜかという話ですね。

最低賃金、今までいろいろな議論がありまし  
たが、本当に現場の審議会では一円積みで厳格な議論をある意味ではしてきておりますが、今の六千円という水準から、けたが一つ上がるぐら  
ん上がるぐらんの、やはり百円玉の話に変えて  
るべきときが来ているのではないかなどいふこと  
を聞きしたかったわけであります。

その点に対して、中小企業にはどのくらい影響  
ありて、ではどういう対策が必要なのがどうい  
うことを考えたときに、我々も、政府ではなくて  
けれども試算をしてみたのは、やはり影響額が  
のぐらんあるのか、そのことがなければ、これ  
何円もかかるとどうことになればどうにもな  
らないわけですね。そこをお聞きしたかったとい  
うことであります。もうよろしいですか、今の  
ところないということです。

松澤国務大臣 抽象論になるので、私が立つに  
及ばぬのをもれませんけれども、我々の検  
査の中では、アメリカの最初のレベルくらいでど  
うだろうかというようなことを「いくつハイボ  
ティカル」というか、仮想の問題として、どう  
は、今松本委員が仰せのとおり、「一円」「一円を  
まで刻んでいた」しかも厳密な議論を行われて  
たというのが実態でございますから、そういう  
のとの関係で何が考えられるか、これは、我々  
これがからざりありのところを考えていかなきや  
はないわけですけれども、今、八百円と松本  
はねりしやられましたけれども、このレベル  
りますと、アスリカの二段階くらいで今考え  
りますが、最初のレベルよりもかなり高いと  
秋印集を今持ちましたが、八百円はかなり中  
業ひとりではきついレベルだとうふうに私  
えます。

○松本(國)委員 ゼひ、何もかもアメリカ基準ではなくて、日本の生活から見て、最終的に、本当にそれが健康的であるに文化的なではないでそれとも、悪いことをするには理由が一つの日本ではないかと、うやうやしくおどる御提言をしていましたが、生活のいろいろなところで八百という数字を、全國のいろいろなデータを拾ってきてお話をさせて貰ただきましたので、ちょっとと念頭に置いていただけで、ぜひこれから議論をしていただきたいと思います。

○吉川春子君 柳澤大臣、このように、その白タシの運転手さんの中にはかなりの部分が労働者であると認定するような状況があるんですね。判断は非常に詳しく認定しております。

「そういうような人たちが最賃以下の、生活保護基準もちろん以下、最賃以下の労賃で働くがあるを得ない。その人たちが重要な公共事業の原料を運んでいる。こういうことを考えたときに、やはりその生計費、国が決めている生計費以下で働くこれらの人たちについて、やはり最低限の生計費の基準というのではなくなります。それがすべての国民に保障して貰くというのが法の精神、憲法の精神ではないでしょうか。その辺についての御所見を伺います。

○國務大臣(柳澤伯夫君) 最低賃金制度は、言うまでもなくこれですけれども、労働者について貨物の最低賃金を保障することによって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上、あるいは労働条件の改善を図ることに資する目的としたしているものでございます。

この場合の労働者は、労基法九条の労働者といふものとされているわけございまして、その判断は、先ほど申し上げておりますように、個別具体的に判断するしかない、「こういうことで」

したがいまして、個別具体的な判断の結果、労働者性がないと、いうことになると最低賃金法も適用されないと、いうことになります。もちろん、労働者性があるところになれば最低賃金法も適用されるわけになりますけれども、そのレベルについては、今度の私ども法改正によってその引上げを図っていくわけですが、その際の生計費的な要素の判断基準としては、生活保護の基準との整合性とどうあるべきと考えてこれを引き上げる方向で検討したいと、このように考えていくところなんですね。

○吉川春子君 さつき国交大臣に激しく迫つまることになりますと、労基法も適用にならないし最低賃金法も適用にならないと、こういう法の下で私たち仕事をさせていただいているところであらまして、それを乗り越えて何か実質的に物を考えると言わざりとも、私どもなかなかそれは難しいということを申されるを得ないと考えます。

ういう基準以下で働くている人々については、この精神というものは及ぼさないやなんないと聞くけれども、その点については、柳澤大臣、いかがお考えでしょうか。

○前川清成君 私は、母子家庭のお母さんたちが働いても働いても豊かになれないのは、一つには最低賃金制度に問題があると思っています。

奈良県の最低賃金は一時間六百五十六円です。八時間働いて一日五千二百四十八円、週四十時間働いて月額十万四千九百六十円にしかなりません。フルタイムで働いて十万円少しなんです。これでは生活はできません。しかし、例えばすげれども、奈良市で三十歳のお母さん、九歳、四歳の二人の子供を持つ家庭が生活保護を受けられると、生活保護の給付額は十九万四千四百円、おそらく倍になります。

○国務大臣（柳澤伯夫君） 生活保護は、今委員がおっしゃられるように、すべて生活保護というと常に支給されるというふうにお思になる方、まあ実際に多いんですけども、これはあくまで生活保護基準額なんですね、基準額でございます。したがいまして、常にそうですねけれども、実際の収入がある場合もありまして、生活保護基準額と収入額との差額が現実に支給されると、こういう制度でございますので、その点はまず踏まえて御議論をいただく必要があるだろうと、このように思います。

○前川清成君 その一の最低賃金制度に問題があると、うふうに大臣、お考えになりましたでしょうか。

○前川清成君 はい。時間が参りましたので、これが終わりますが、健康で文化的な最低限度の生活であります。これを具体化したのが生活保護なんです。最低賃金で働いたら、その健康で文化的な最低限度の生活の半分という現実を、大臣、是非是非お認めいただいて議論していただきたいと思います。

○委員長（尾辻秀久君） 時間が来ております。前川清成君、はい。時間が参りましたので、これが終わります。これを具体化したのが生活保護なんです。最低賃金で働いたら、その健康で文化的な最低限度の生活の半分といふ現実を、大臣、是非是非お認めいただいて議論していただきたいと思います。

○前川清成君 それで、最低賃金額との比較でござますが、これまた今の生活保護世帯の、そういう角度からの話ではなくて、いろいろ生活の基盤があるない、それはいろいろありますしねけれども、そういうことを土台にして働きに出掛けていったときの最低賃金とどうことになりますので、それを短絡的に結び付けて御議論をされると、いうのはちょっと、いろんなケース・バイ・ケースの判断と云うこともありますけれども、少し飛躍があるのでないかと、このように考えます。

○小林正夫君

○内閣総理大臣（玄葉光一郎） 最低賃金について  
申上げれば、近年、最低賃金制度が言わば生活

もう一つ、最低賃金の話をしたいと思います。  
これは、私は、これだけ非正規雇用が多くなり  
て、時間給で働いている人たちも自分たちの生活

のための生計費 このようになつてゐる人が非常に  
多いんだと思うんですね。十八歳の単身とうつ  
人じゃなく、やはりこの最低賃金は労働者とそ  
の家族の生計費 これをベースに置いて考へる時  
代に來つてみるとどうですか。

これが、実は表がありますけれども、日本の最  
低賃金というのは、ここに書きましたけれども、  
大変、アメリカ、フランス、イギリスと比べて低  
いんです。アメリカはこれがね、日本が100と  
するならば、四十五の位置まで上げようとする  
が既に決まつてありますから、これを見てただ  
いただけでも本当に最低賃金といふのが低いのが  
分かることになります。

そこで、総理は成長力底上げ戦略、こういう施  
策を打ち出していますけれども、私は、最低賃金  
こそ底上げしないと、働くても働くても生活保護  
以下にとどまつてしまふ。仮にですよ、仮に一時  
間十円として年間一千時間働いたとしても、その  
方の年収となるのは一百万ですよ。総理は、日本  
の最低賃金は幾らぐらが適当だとお思ひやしょ  
うが。

そしてそれで、我々としては、この成長力底上  
げ戦略を進めていくことによって、将来、中小企  
業等々においても生産性を引き上げていくとさう  
中におひて、当然それに倣つてこの最低賃金も上  
がつて行くような仕組みをつくつてしまふとい  
う中において、田中会議をつくつて、その議論を  
各地域における最低賃金の審議会における議論の  
これはまさにベースにしてしまつたと、このよひて  
考へて下さい。どうぞよろしくお願いします。

〔白浜一良君 特に北朝鮮以外の四か国ともしつかり連携取つて着実な前進をお願い申し上げたい  
との、」のようになります。

たけれども、話題がござらましたけれども、グローバリズムが進み過ぎて日本の雇用の実感、も大変

そしてさらに、成長力底上げ戦略推進円卓会議において、生産性の向上を考慮した最低賃金の中長期的な引き上げ方針について、政労使の合意形成会議を経り、その合意を踏まえて生産性の向上に貢献したいたと想定されます。

に、成長力底上げ戦略を進めていく中において、生産性、中小企業も、労働者の生産性も上がりにく中において、それを考えながら、そしてこの最低賃金も上がつてふくらむ仕組み、誰わざなく段階入の仕組みでこれは最低賃金を上げてふきたるど、このようだと思つております。

んですけど、いわゆる今総理からもお話しございました生活保護に係る施策との整合性に配慮するとして、この文書が法律に入っているわけぢやないが、まあ

○白浜一良君 これ大臣、具体的なレベルとか目標値とかそんなのはあるんですかね。

○内閣総理大臣(安倍晋三君)　この最低賃金制度を決めていくところことは、正に労働者の皆さんのが最低限の給与を確保して生活が維持できるようにしていくためでござりますが、しかし、そこで言わばある種の理想的に高い最低賃金の水準を設定をいたしましたと、それは当然コスト、言わば労働コストを大幅に引き上げることになりますて、経営環境を圧迫をしてすることになる。そういう中で、それに対応し得る企業はいいわけでありますか、中小零細にとっては、そうなりましたらむしろ雇用の数を減らさなければいけないということになってしまふわけでありますし、また、そもそもこの海外と競争している中においては仕事自体が成り立たなくなつてくるという危険性もあるわけでありますて、そういう意味におきましては、現実的な額ということを常に我々念頭に置かなければならぬと思います。例えば、千円一律というような考え方では、私は非現実的ではなからうかと、このように思つわけでござります。

意欲をなくするわけで、そういうレベルだったといふことがむしろ問題であるわけで今回法改正するなどということになりますが、そういう現状に対する整理はどのようにお考えですか。

○内閣總理大臣(安倍晋三君) 今回、私ども、最  
低賃金のこの社組みが新たな生活基盤

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今回、私ども、最低賃金のこの仕組みが言わば生活保護と比べても、今委員がおっしゃったように、バランスを失している状況になつておりますから、それをまずいち早く是正をしていかなければならぬと、こう考えていいところでござります。

このため、今国会に提出をいたしました改正法案においては、最低賃金制度がセーフティーネットとして十分に機能するように、地域別最低賃金について生活保護との整合性を考慮することを法文上明確にしたところでござります。

今回の法整が成立した暁には、各都府県の地方最低賃金審議会において法改正の趣旨を述べた議論が行われ、その結果に沿って現下の雇用経済状況を踏まえた適切な引き上げ等の措置を講ずる」ととしているわけでござります。

○國務大臣(柳原伯太君) 最低賃金は、労働者の生計費、それから労働者の他の労働者の賃金との比較考量、それから通常の事業の資金支払能力、この三要素を考慮して決定するものとさうふうであります。

ふういとを是非御理解賜りたいと存ります。

今レベルから見れば、東京で比べて四割以上と、  
音森とか沖縄のレベルから見ると六割以上なんですね。これか高いか低いかといろいろな議論はある  
うかと思ひますが、少なくとも、読売新聞の社説  
の論評見ますと、理想論過ぎるのではないかと、  
こうじつぶらに書いています。それから朝日  
新聞の社説には、雇用するのは、もいかつていて  
大企業はいいですが、太半の雇用は中小企業なん  
で、中小企業の皆さんのがんばりを拓くのではないか  
と、こういう論評をしているんですが、そういう  
一つの全体の受け止め方に關して所感をいただき  
たしと思ひますが。

○福島みづほ君

次に、最低賃金法案についてお聞かねたま

す。今、年収三百六十万円以下の割合、世帯が四割といふ事態になつておられます。今回、国議会で最低賃金法の改正が審議をされますが、十分に具体的実効性のあるものとして機能するものかどうかどうも問題を感じます。中央の審議会で一定の田安を提示し、それに基づき地方の審議会が議論するとしていますけれども、わざと全国的に引き上げるプロセスを策定できないか。これは野党も、それから連合公労連も、例えはどんな入ることで働くても最低時給千円以上となることで、やはりワーキングファームとされる人をなくすべきだという主張では一致しております。

もう少し最低賃金、外国に比べて日本は低いですから、これを上げるとどうことになりますか。

○国務大臣(柳澤伯夫君)

今、福島委員の方から金額だけでも一律に時給千円とする最低賃金を設定期したのとくどく、こうこうお話を伺っていますけれども、これはやるべき制度の整備を考ええて私は取り組ませていただかれるを得ないということです。そういう観点からすると、これは経理の度々予算委員会でも申し上げておりますけれども、いかにもそれは非現実的であるといつていいわけです。

私どもが今回考へておりますのは、今もう委員がおひしやられたとおり、法律が制定されました。既には中央最低賃金審議会から引上げ額の田安を提示すると、こういつことを考へております。そして、各都道府県の地方最低賃金審議会において、この田安を参考にしつつ、また地域の実情等も踏まえた上で審議が行われ、その結果として現下の雇用経済情勢を踏まえた適切なそれが地方の賃上げが行わると、ハーフハーフと想定しておられるわけになります。

そして、その引上げの場合に、今考へておられることは、生活保護との整合性を考慮すると、ハーフとを賃金の、最低賃金の生計費の部分について考えておられます。このことを明確にすることを法律の上で取らかにしておりますが、もう少しことを先ほどの高い田安を提示するためには十分勧素として私どもとしてはこの引上げを実現したいと、このように考へておるといひたいと存ります。

○福島みづほ君 地方や中小企業に関しては、私は経過規定を設けるといふのでも構わないと思いま

す。なぜ中小企業が厳しいと言われるかといえれば、例えば大企業から下請で下りて、る際にタンディングが行われたり、コスト削減で厳しくたかれると、こう現状が確かにあります。しかし、それはむしろ公契約法や公契約条例といった形で中小企業における労働条件も保護するといふようなことも厚生労働省としては是非やつていただきたい。もう少しあことを、中小企業自身を応援する」と、ハーフで働くても時給千円以上、一千時間勤めても年収二百万円なわけですね、ですからどこで働いても時給千円以上は保障していくと、それに向かつて厚労省は努力をしていただきたいとうことを強く申し上げたが、どうも思いました。

○賃貸アパート地

私たち民進党は、格差削減のため、通常の労働者とパート労働者の均等待遇、長時間労働の是正、中小企業への支援の充実を図るとともに、最低賃金を少なくともフルタイムで働けば十分な生活ができるレベルまで引き上げる必要があると考えています。

この点につき、政府提出の最低賃金法改正案では、地域別最低賃金の「労働者の生計費を考慮する」に当たっては、生活保護による施策との整合性に配慮するもの「になつて」いますが、生活保護に係る施設とは何を指し、最低賃金はそれをどの程度越える額に設定し、その結果として幾つの都道府県で何円程度最低賃金が上がるのか、総理大臣に明確な答弁を求める所です。

最低賃金法の改正についてのお尋ねがあつました。今国会で提出をした最低賃金法の改正法案においては、地域別最低賃金によりて、生活保護による施策との整合性を明確にしておるところであります。この生活保護が保険施設では、国民に最低限度の生活を保障する」とを目的とする生活保護法に基づいて行われる施策であります。

また、地域別最低賃金の水準については、地方最低賃金審議会における審議を経て決定されるものであり、現段階で具体的な金額を言及することには適切ではありません。これまでよ、今回の法案が成立した際に各都道府県の審議会において法改正の趣旨に沿った議論が行われ、その結果に沿って、現下の雇用経済状況を踏まえた適切な引上げ等の措置を講ずることとしております。

さわがれに加え、成長力底上げ戦略推進円卓会議において、生産性の向上を考慮した最低賃金の中長期的な引上げ方針について政労使の合意形成を図り、その合意を踏まえ、生産性の向上を見合つた引上げを実現した」と考えております。

○内閣総理大臣(松井幹郎)

○出席議題

それからもう一点、最低賃金についても余計なことを言つてはいるわけではありません。不用意に最低賃金を引き上げることは、労働者に失業をもたらし生活をかえつて困窮をせることにならざるというようなことまで言つてはいるわけです。そしてまた、そもそも労働者の権利を強めればその労働者の保護が図られるという考え方は誤りでいる。ところまで明言しておつて、じゃ、どうやつたらい労働者の保護が図られるといふふうに考えるのかというがよく分からぬままで、その部分だけ押してきてくるといつ、学者が作られたとしては非常にへんぱな論理だと思はなければどうぞ。いずれにいたしまして、安堵給付も最低賃金について引上げを実現してしまひたなど、このようにおつしやつてはいる中におよび、この部分にも、やはり政府の今は取組姿勢と全く背馳する考え方になつてしまふんじやないかと思うんですけれども、この点については大臣、どうお考えですか。

○国務大臣(柳澤伯太郎) おどよどとしたまゝでは、今回、最低賃金の要素である生計費の問題には、内閣の金体の考え方を考慮すると、いわゆる、生活保護との整合性を考慮すると、うどよどの新しい社会保障法案を御提案をさせていただけておるところでございます。  
それから、私の方だけではなくて、成長力底上げ戦略推進円卓会議におきましても、中長期的な引き上げ方針といふものをおも頭に生産性の向上を考慮した仕組みの中で政策的含意形成を図つてこられた。こつらうような動きも現にあるわけですが、さあして、しながらまして、中長期的にも日本最低賃金を引き上げてこなうと云う方向についてでは、内閣の金体の考え方の下で、そういうものをしっかりと受け止められるよう環境整備も政策的に努力をするなどうことと相まって、この方向を進んでこなうと、少しごくやうに考えておるわけでござります。

そつらう中で、それはまあこの言ふ方そのものが経済論的に誤りかと言われば、それはこのおりのことが起つてはそつだらうと、こうしたことになりますんですが、政府金体が、先ほども言つたように、そういう方向、最低賃金を引き上げようといふ方向で、その環境整備をひつやつとしていくかといふ政策的な検討をしてこられたがために、分かり切つたことは言ふ采、そういう努力を全くしないことを、あるいはその効果が上がらないことを前提にした議論をするといふことも適切を欠くなど、少しごくやうに思つております。

○櫻井充君 もう二点ですか。  
大臣、こんなやり方でほんとですか。つまり、  
いろんな場面でふるんな議論をするのはほんとだ  
といふ多分答弁になるのかもしませんが、こん  
なことやっていて本当にほんですか。つまり、  
厚生労働省の中には、厚生労働省の中やおれんと  
労働政策審議会といふのがありて、そいでふるん  
な代表者が出て議論をしているんですよ。これ  
はちゃんと代表者を集めて議論してくるんでしょ  
う。何でこんなものまでやらせるかやけないなん  
ですか。こんな現金の無駄遣いですよ。僕から  
言わせれば。そういうことをまずやめさせること  
から始めないとどうもなるなんじやないですか。  
厚生労働大臣として、厚生労働大臣として  
思われますか、うへうへいと。

○国務大臣(鶴澤田代) 規制改革といふもの  
が、私の記憶するところでは、日本の経済がバブ  
ルが崩壊して非常に不況になりたときに、財政も  
相当膨らんでいましたので、これ以上、財政政策で  
財政の出動を期待するといふことができなくなっ  
た。そのときに、規制、当時は緩和と言つてお  
ましたけれども、規制緩和ということでもって供  
給側の対策をするなどによって日本経済をもうと  
正常に戻していくと云ふことが全国されました。  
当時、行政改革の一環といふ位置付けもあつたん  
ですけれども、むしろそつとしたことで、規制改革  
と云うのは経済政策として位置付けられるといふ  
ようなことが行されました。それがずつといふ十  
年以上にわたりて非常に、依然として同じような  
トーンで追求をされてくると、うへうへいと云  
ふります。

そつとうつなどないことで、規制改革といふものに  
ついては依然として大きな日本の経済政策的な側  
面から効果が期待されるところと位置付けられ  
てゐるということですが、それはもうどうシーン  
でもひいてやられてくるかといふと、今ある内閣府  
から説明があらまつたよつて、規制改革と議論とい  
うことを行はれてくると云ふことです。  
それが、最低賃金といふよつなどなりまして、い  
れも規制といふれば規制かもしれないけれども、  
容認をするところについてはちやつと云つづつとか  
しいと、私も若干はよからぬ気持ちもあります  
けれども、とにかくそつとう位置付けの下で何か  
発言をしたと云ふことにします。

あとより、それは、そつとうことを意見として  
書いたと云ふことですから、意見を封じるわけには  
つかないなどいうことで、私はいつもそつとうとの  
発表があつたところを事実として受け止めね  
るを得ないわけですが、午前中の議論でも申し上  
げましたように、その最低賃金について私は私ど  
も、現に最低賃金法の改正案を国会に提出をいた  
しましたが、また、中期的には、内閣その  
方に置かれている底上げ戦略の方でも中長期的  
に上げ方向で考えて、そしてそれを現実  
に受け止め、実現できるように生産性を回上して  
いくと、うへうへいと云ふような政策が議論され  
てるやう。

そういうふうなとおりに、少しきり切った経済論  
を、何か最低賃金を上げれば、それを賄えない企  
業はひざれて雇用が難持できなくなるといふ、ま  
るで、包と申しますが、何とも言い難い当たり前  
のことを何でこの機に言わなきゃならないかとい  
ふふうとを考えまして、私は誠に不適切な意見表明  
だめふうと云ふふうとを申し上げた次第です。